

**(仮称) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
コンセプト募集要項**

**2019年4月
大阪府・大阪市**

目次

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 第1 | はじめに | 1 |
| 第2 | RFCの目的 | 1 |
| 第3 | 事業の概要 | 2 |
| | 1. 事業名称 | 2 |
| | 2. 担当部局 | 2 |
| | 3. 担当窓口 | 2 |
| | 4. 大阪府・市アドバイザーの設置について | 2 |
| | 5. 大阪府・市における関連する上位計画等 | 3 |
| | 6. 本事業の基本的な枠組み | 3 |
| | 7. 事業期間の考え方 | 4 |
| | 8. IR予定区域の位置及び規模等に関する事項 | 4 |
| | 9. IR施設の設置及び運営に関する事項 | 6 |
| | 10. 懸念事項対策に関する事項 | 10 |
| | 11. カジノ収益の活用に関する事項 | 11 |
| | 12. 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項 | 11 |
| | 13. IR予定区域の土地契約に関する事項 | 11 |
| | 14. 本事業における費用負担 | 11 |
| | 15. 事業スケジュール | 12 |
| | 16. 法令等の遵守 | 12 |
| 第4 | RFCで提案を求める事項 | 13 |
| 第5 | RFCスケジュール | 14 |
| 第6 | 応募者の参加資格要件 | 14 |
| | 1. 応募者の構成 | 14 |
| | 2. 応募企業、応募グループ構成員に共通の参加資格要件 | 14 |
| | 3. 応募企業又は応募グループに求められる要件 | 15 |
| | 4. 大阪府・市及び大阪府・市アドバイザーとの関与制限 | 15 |
| | 5. 複数応募の禁止 | 16 |
| | 6. 応募者の変更 | 16 |
| 第7 | 参加登録 | 17 |
| | 1. 参加登録について | 17 |
| | 2. 参加登録に関する質問の受付・回答 | 17 |
| | 3. 参加登録手続き | 17 |
| | 4. 参加登録者の変更手続き | 18 |
| | 5. 守秘義務対象の開示資料の貸与 | 18 |
| | 6. 参加登録者との対話の実施 | 19 |
| 第8 | RFCへの応募 | 20 |
| | 1. RFCへの応募について | 20 |
| | 2. RFC募集要項等に関する質問の受付・回答 | 20 |
| | 3. 応募手続き | 20 |
| | 4. RFC提案者との対話の実施 | 21 |
| 第9 | RFC応募に関する留意事項 | 21 |
| | 1. RFPにおけるRFCの位置付け | 21 |
| | 2. 費用の負担 | 22 |
| | 3. 知的財産 | 22 |
| | 4. RFC提案内容の提供等 | 22 |

| | | |
|-------------|---------------------------|-----------|
| 5. | RFC 結果の公表 | 22 |
| 6. | 使用言語 | 23 |
| 7. | 通貨・単位..... | 23 |
| 8. | 参加を辞退する場合の書類の提出 | 23 |
| 9. | 秘密保持 | 23 |
| 10. | その他の留意事項..... | 23 |
| 第 10 | 別紙一覧 | 23 |
| 第 11 | 参加登録者への配付資料..... | 23 |
| 第 12 | RFC 提案者への配付資料..... | 23 |

第1 はじめに

大阪の更なる成長のためには、人口減少や超高齢化が進み、需要・労働力の減少などが懸念される中において、今後の市場拡大など将来性が見込まれる成長産業への注力が必要である。

この点、我が国では観光は成長戦略の柱であるという認識のもと、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とする目標を掲げており、大阪においては、旅行者数が全国を上回る伸び率で増加するとともに、旅行消費額も大きく増加するなど、観光産業には大きなニーズと将来性がある。

また、大阪・関西は、大きな人口・経済規模を有するとともに、国宝や重要文化財などの豊富な観光資源が集積しており、その中心に位置する大阪・夢洲は、アジア諸国等とのネットワークを有する関西国際空港を始め、大阪国際空港・神戸空港に近接するとともに、鉄道・高速道路ネットワークも充実しており、加えて夢洲は、広大な用地の確保ができ、オーシャンフロントの立地・眺望を活かした非日常空間が創出できるなど、非常に高いポテンシャルを有している。

このような中、我が国においては、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資することを目的として、2018年7月に特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）が成立・公布された。

このIR整備法に定める「日本型IR」は、MICE施設や多種多様な誘客施設を一体的に整備することにより、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート（以下「IR」という。）として、世界中から観光客を集め、これまでにないような国際的なMICEビジネスの展開や新たなビジネスの起爆剤とするとともに、日本ならではの魅力を発信し、IR区域への来訪客を全国各地に送り出すことで、IRが世界と日本の各地をつなぐ交流のハブとなることをめざすものである。さらに、これまでの他国のIRにはない独自性と国際競争力を有し、幅広く世界中の観光客を惹きつけるものとなることで、もって、日本各地の活性化と日本全体の経済成長につなげていくこととされている。

大阪府及び大阪市（以下「大阪府・市」という。）は、IR整備法に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型IRの実現を図ることで、成長産業たる観光分野の基幹産業化を図るとともに、大阪経済の更なる成長を実現し、もって、我が国全体の観光及び経済振興の起爆となることをめざすものである。

第2 RFCの目的

大阪府・市では、大阪・夢洲における特定複合観光施設区域（以下「IR区域」という。）の整備の早期実現をめざしており、IR整備法に基づき、国が基本方針を定めた後、可及的速やかに、実施方針の策定並びに特定複合観光施設（以下「IR施設」という。）を設置及び運営する事業（（仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業。以下「本事業」という。）を行う民間事業者の公募・選定（Request for Proposal。以下「RFP」という。）を行うべく、各種準備を進めている。

本コンセプト募集は、大阪府・市が2019年2月に公表した「大阪IR基本構想（案）」等をもとに、本事業を実施する意思を有する民間事業者から、具体的な事業コンセプトの提案を募るもの（Request for Concept。以下「本RFC」という。）であり、本RFCの過程を通じて、IR区域整備のあり方や本事業に対するニーズ・課題等について、早い段階から、大阪府・市及び民間事業者の相互理解を深めることで、より良い本事業の実施につなげるとともに、本事業に係る各種準備・検討の加速化を図り、国の基本方針策定後の速やかなRFP実施につなげることを目的に実施するものである。

第3 事業の概要

現段階で想定している本事業の概要は、次のとおりである。

なお、第7による参加資格確認を完了した参加登録者（以下「参加登録者」という。）に対しては、事業条件の詳細及び関連図面等の追加情報を別途提示する。

また、国の定める関係政省令、基本方針及び各種ガイドライン並びにカジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則等（以下、IR整備法も含めて「IR関係法令等」という。）並びに、大阪府・市における本事業の検討状況及び本RFCの実施結果等を踏まえて、今後変更することがある。

1. 事業名称

（仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

2. 担当部局

大阪府・大阪市IR推進局

3. 担当窓口

大阪府・大阪市IR推進局 推進課

担当：福永・前田

住所：大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎31階

電話：06-6210-9235

電子メールアドレス：OSAKAIR-RFC@gbox.pref.osaka.lg.jp

4. 大阪府・市アドバイザーの設置について

(1) 大阪府・市アドバイザーの設置

大阪府・市は、大阪・夢洲におけるIR区域整備の推進にあたって担当部局の行う事務に関し、以下に示すアドバイザー（以下「大阪府・市アドバイザー」という。）を設置している。

- a. PwC コンサルティング合同会社（東京都千代田区）
- b. PwC アドバイザリー合同会社（東京都千代田区）
- c. 岩田合同法律事務所（東京都千代田区）
- d. 弁護士法人興和法律事務所（大阪府大阪市中央区）
- e. 佐野法律事務所（大阪府大阪市中央区）
- f. 大知法律事務所（東京都千代田区）
- g. 浅井謙建築研究所株式会社（東京都港区）
- h. 株式会社エスパシオコンサルタント（東京都中央区）
- i. 株式会社近畿日本コンサルタント（大阪府大阪市北区）

(2) 大阪府・市アドバイザーへの情報提供等

大阪府・市アドバイザーには、本RFCにおいて取得した情報その他必要な情報を必要に応じて提供する予定である。また、大阪府・市アドバイザーは、必要に応じて応募者との対話に参加することがある。

5. 大阪府・市における関連する上位計画等

(1) 夢洲・I R関連

- a. 大阪I R基本構想(案) (2019年2月 大阪府・市)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/kousou/index.html>
- b. 夢洲まちづくり構想(2017年8月 夢洲まちづくり構想検討会)
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000409034.html>

(2) その他

- a. グランドデザイン・大阪(2012年6月 大阪府・市)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/daitoshimachi/granddesign/>
- b. 大阪の成長戦略(2018年3月改訂版 大阪府・市)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/seichosenryaku/>
- c. 大阪都市魅力創造戦略2020(2016年11月 大阪府・市)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/toshimiryokusen/index.html>
- d. 大阪におけるM I C E推進方針(2017年3月 大阪MICE推進委員会準備会)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/cb/index.html>

6. 本事業の基本的な枠組み

本事業の基本的な枠組みは、以下のとおりである。

なお、大阪府及び大阪市では2019年2月28日付けで「I R区域の整備に関する基本協定書」(別紙3)を締結し、I R区域の整備を大阪府・市は相互に連携・協力のうえ、共同して取り組むこと、また、区域整備計画の認定申請は大阪府が行うことを定めている。

- (1) 本事業は、I R整備法第2条第3項に基づく設置運営事業として実施するものであり、同法第15条第2項に定めるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び認定都道府県等が実施する施策への協力並びに、同条第3項のカジノ収益を活用したI R施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力を含むものである(なお、同法第2条第5項に定める施設供用事業については、大阪府・市として想定していない)。
- (2) 大阪府・市は、国が定める基本方針に即して実施方針を定めた後、特定複合観光施設区域の整備に関する計画(以下「区域整備計画」という。)を共同して作成し国の認定を申請する民間事業者を公募の方法により選定する。
- (3) 大阪府・市は、公募により選定された、本事業を行おうとする民間事業者(以下「設置運営事業予定者」という。)と共同して、区域整備計画を作成し、及び国への認定申請を行う。また、設置運営事業予定者は、専ら本事業のみを行う会社法(平成17年法律第86号)に規定する会社を設立する。
- (4) 国の区域整備計画の認定を受けた後、設置運営事業者は、大阪府・市との間で実施協定を締結するとともに、大阪市との間で大阪市有地の使用に必要となる契約を締結する。
- (5) 設置運営事業者は、自らの責任と負担により、必要となる許認可等を取得するとともに、認定区域整備計画及び実施協定等に従い本事業を実施する。

7. 事業期間の考え方

- (1) 事業期間は、IR整備法第9条第11項の認定の日から起算して【35】年間とする。
なお、設置運営事業者は、事業期間の満了にあたってその延長を申し出ることができ、大阪府・市の合意が得られた場合には、事業期間を延長できるものとする。
- (2) 事業期間は、大阪府・市と設置運営事業者が締結する実施協定において定める。
- (3) 事業期間の考え方等の詳細については、国の定める基本方針を踏まえたうえで、実施方針及びRFPにおいて提示する。また、本RFCに参加し、事業コンセプト等を提案する者（以下「RFC提案者」という。）を対象に実施する対話において、対話実施時点で大阪府・市が想定する条件を提示する予定である。

8. IR予定区域の位置及び規模等に関する事項

(1) IR予定区域の位置及び規模等

本事業におけるIR区域を整備しようとする区域（以下「IR予定区域」という。）は、敷地A及びBから構成される一団の土地の区域をいうものとし、その位置、規模及び土地の概要は図表1～3に示すとおりである。

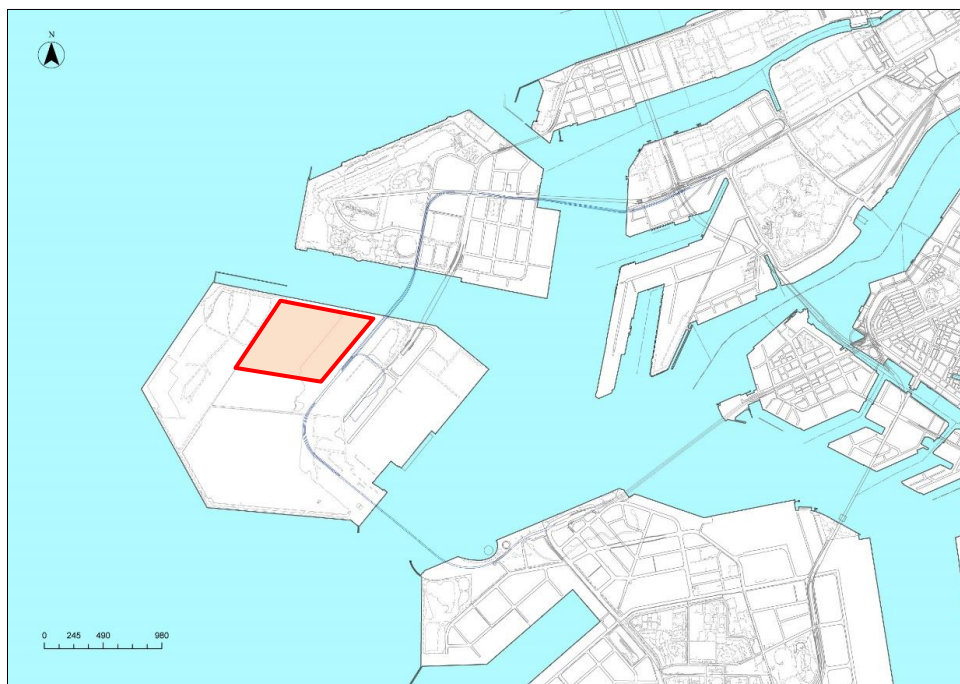
ただし、敷地A及びBは、設置運営事業者において、立体横断施設の整備等により敷地利用上の一体性及び連続性を確保することが必要である。

なお、IR予定区域及びその周辺区域については、都市計画変更案を作成するためのパブリック・コメントを実施中（2019年4月1日から同年5月8日まで）であり、図表2～4はその内容を含むものである。また、都市計画変更が行われるまでは、現状の都市計画の内容が適用されることに留意すること。

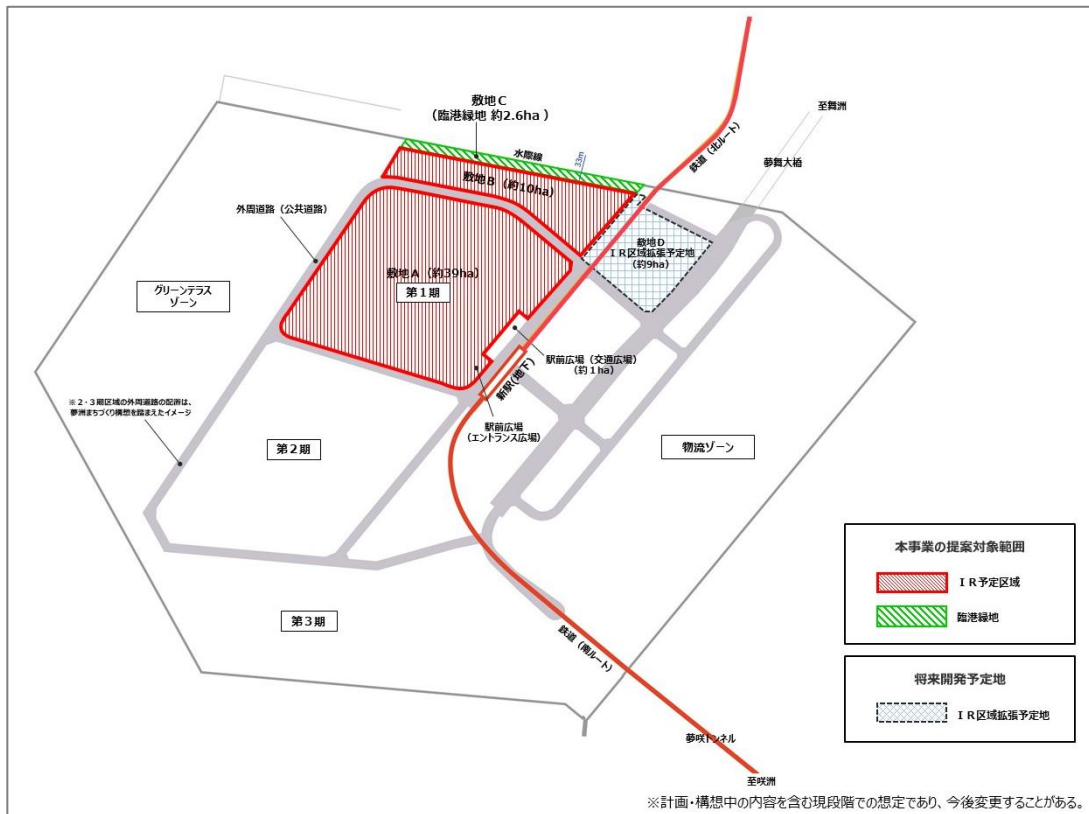
※「夢洲の都市計画変更素案」にかかるパブリック・コメント

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/toshikeikaku/0000463370.html

【図表1 IR予定区域の位置（広域図）】



【図表2 I R 予定区域の位置（周辺図）】



【図表3 I R 予定区域の土地の概要】

| 項目 | | 概要 |
|----------------------|--------------------|---|
| 土地の概要 | 所在地 | 大阪府大阪市此花区夢洲中1丁目の一部ほか |
| | 所有者 | 埋立権者：大阪市 埋立竣工後の所有者：大阪市 |
| | I R 予定区域を構成する土地の面積 | 合計面積：約 49 万㎡ (敷地A：約 39 万㎡、敷地B：約 10 万㎡) |
| | 形状 | 別紙2のとおり |
| 法令等に基づく制限 (都市計画等) | 都市計画区域 | 市街化区域 |
| | 用途地域 | 商業地域 |
| | 建ぺい率 | 80% |
| | 容積率 | 400% |
| | 高度指定 | 無 |
| | 防火地域 | 準防火地域 |
| | 特別用途地区 | 国際観光地区 |
| 下水道 | 排水区域内 | |

(2) 設置運営事業者による臨港緑地の整備・管理について

設置運営事業者は、図表2・4に示すIR予定区域北側の臨港緑地（敷地C：約2.6万㎡）についても、自らIR予定区域と一体で整備・管理する提案を行うことができる。

なお、設置運営事業者が提案により臨港緑地（敷地C）を整備・管理する場合の条件については、参加登録者に対して別途提示する。

【図表4 臨港緑地の土地の概要】

| 項目 | | 概要 |
|----------------------|---------|---------------------------|
| 土地の概要 | 所在地 | 大阪府大阪市此花区夢洲中1丁目の一部ほか |
| | 所有者 | 埋立権者：大阪市 埋立竣功後の所有者：大阪市 |
| | 臨港緑地の面積 | 敷地C：約2.6万㎡ |
| | 形状 | 別紙2のとおり |
| 法令等に基づく制限 (都市計画等) | 都市計画区域 | 市街化区域（地先公有水面は、市街化調整区域） |
| | 用途地域 | 商業地域 |
| | 建ぺい率 | 80% |
| | 容積率 | 400% |
| | 高度指定 | 無 |
| | 防火地域 | 準防火地域 |
| | 特別用途地区 | 国際観光地区 |
| 下水道 | 排水区域内 | |

(3) IR区域の拡張予定地について

図表2に示す敷地D（約9万㎡）は、当初の区域整備計画における整備対象範囲とはしないが、将来的に、IR区域を拡張整備するための予定地（以下「IR区域拡張予定地」という。）として位置付ける。

また、IR区域拡張予定地（敷地D）の概ねの範囲は図表2に示すとおり想定しているが、詳細は今後の検討により決定する。

9. IR施設の設置及び運営に関する事項

設置運営事業者は、IR関係法令等に従うほか、以下に掲げる基準・要件等を充足のうえ、自らの創意工夫とノウハウを最大限活かして本事業を実施すること。

また、提案にあたっては、上位計画等、特に「大阪IR基本構想（案）」に基づき、これをより具体化する視点で提案を行うこと。

なお、以下に掲げる基準・要件等の詳細については、参加登録者に対して別途提示する。

(1) IR整備法に定めるIR施設

IR整備法第2条第1項において、IR施設とは、カジノ施設、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設（以下「中核施設」という。）から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される「来訪及び滞在寄与施設」を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいうと定

められている。

I R施設に関して、本募集要項で使用する用語とI R整備法上の位置づけとの関係は図表5のとおりである。

【図表5 特定複合観光施設（I R施設）】

| 本募集要項で使用する用語 | | I R整備法上の位置づけ |
|--------------|---------|--------------|
| M I C E施設 | 国際会議場施設 | 第2条第1項第1号 |
| | 展示等施設 | 第2条第1項第2号 |
| 魅力増進施設 | | 第2条第1項第3号 |
| 送客施設 | | 第2条第1項第4号 |
| 宿泊施設 | | 第2条第1項第5号 |
| 来訪及び滞在寄与施設 | | 第2条第1項第6号 |
| カジノ施設 | | 第2条第10項 |

※M I C E施設は、I R整備法第2条第1項第1号に定める「国際会議場施設」及び同項第2号に定める「展示等施設」を総称する場合の用語とする。

(2) 中核施設の設置及び運営

設置運営事業者は、I R関係法令等に定めるもののほか、以下の基準・要件を充足のうえ、中核施設の設置及び運営を行うこと。

a. M I C E施設（国際会議場施設及び展示等施設）

- (a) 世界水準の競争力を備えたオールインワンM I C E拠点の形成を図り、新たな国際会議・展示会ビジネスの誘致・展開と世界中からのビジネス客の来訪を促進し、大阪・関西全体の経済活性化と都市魅力の向上につなげること。
- (b) 国際会議場施設
 - 最大国際会議室は【6,000】人以上が収容可能なものとし、併せて、これと同数以上が収容可能な中小会議室群を設けること。
- (c) 展示等施設
 - 展示面積として【10万】㎡以上を確保すること。
- (d) 国際会議場施設及び展示等施設ともに、国際競争力の確保や多様な催事の開催を可能とするため、フレキシブルなレイアウトが可能な施設設計、適切な利用者動線・搬出入動線の確保、高利便な付帯設備・機能の導入、夢洲の立地やオールインワンM I C E拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（パンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫を行うこと。
- (e) 産業振興・ビジネス創出・経済波及等の効果が高いと見込まれる、大規模あるいは外国人ビジネス客の来訪につながる国際会議・展示会・イベントを積極的に誘致・開催すること。
- (f) 大阪・関西が強みを有する産業・研究などをテーマとした国際会議や大規模展示会等の誘致に積極的に取り組むこと。
- (g) 大阪M I C E推進委員会準備会が策定した「大阪におけるM I C E推進方針」を踏まえ運営方針を定めること。また、大阪府・市、経済界及び大阪観光局等が一体となったオール大阪での誘致体制に協力・連携して取り組むこと。

b. 魅力増進施設

- (a) 伝統、文化及び芸術などの日本の観光魅力について、効果的な手法により、幅広く世界に向けて発信する施設を整備すること。また、エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用等により、恒常的な集客力確保に向けた工夫を行うこと。
- (b) コンテンツの磨き上げや発信手法の工夫などにより、既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に取り組むこと。

c. 送客施設

- (a) 日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポットなどの観光情報を、最先端技術なども活用して臨場感あふれる形で発信する施設を整備すること。また、日本各地へのツアーを企画・提案するとともに、予約・決済など必要なサービスをワンストップで手配する機能を持たせることにより、大阪・関西・西日本をはじめ日本各地に送客を行い、日本観光のゲートウェイ形成をめざすこと。
- (b) ウェルネスやフード、スポーツなど大阪・関西の強みを活かしたニューツーリズムの創出に向けた工夫を行うこと。
- (c) 観光情報の発信や各地へのツアーを企画するにあたっては、大阪観光局をはじめ各地の自治体やDMO等との連携を図ること。

d. 宿泊施設

- (a) 【3,000】室以上の様々なタイプの客室を提供し、ビジネス客、ファミリー層、富裕層及び長期滞在者など、国内外からの多様な来訪者ニーズに対応できる宿泊施設を整備すること。
- (b) オーシャンフロントの立地・眺望や日本の四季・趣などの日本らしさを活かした非日常を感じられる滞在環境の工夫と高品質なサービスの提供などにより、独自性とブランド価値の高い滞在環境を創出するとともに、I R全体の魅力向上・集客と滞在長期化をより一層促進すること。

e. カジノ施設

- (a) I R関係法令等に従い、適切に設置及び運営すること。
- (b) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため必要な措置（以下「懸念事項対策」という。）については、「10. 懸念事項対策に関する事項」に従い実施すること。

(3) 中核施設以外の施設の設置及び運営

設置運営事業者は、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設（来訪及び滞在寄与施設）として、以下に掲げるもののほか、自ら必要と考える施設を中核施設と一体的に設置及び運営すること。

a. 国際競争力を有するリゾート形成

- (a) オーシャンフロントの立地・眺望、水とみどりを適切に配置したアメニティの高いオープンスペース、広大な土地を活かしたゆとりある施設配置、アイコン的なデザインの建築物等により、大阪の新たなランドマークとなり世界中の人が訪れたい、独創的で非日常を感じられる都市空間・都市景観の形成を図ること。
- (b) 新たに整備する鉄道駅の駅前に、夢洲の玄関口に相応しいシンボル性の高い「駅前広場（エントランス広場）」を整備すること。

- (c) 一定規模の「にぎわい空間・オープンスペース」を配置し、屋外空間においても気軽にエンターテインメントを楽しめるなど、国際観光拠点にふさわしいにぎわいを創出すること。
 - b. エンターテインメント拠点の形成
 - ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめ、大阪 I R の象徴となるような多彩なエンターテインメント施設・機能を導入し、ナイトライフの活性化を含む国際的なエンターテインメント拠点の形成をめざすこと。
 - c. 交通アクセス拠点の形成
 - (a) I R 区域北側の敷地利用にあたっては、大阪市等が整備予定の海上アクセス拠点（係留施設等）を活用して、海上交通ネットワークの形成に努めること。なお、提案により、設置運営事業者において、海上アクセス拠点（係留施設等）の整備・運営を行うことも可能である。
 - (b) 夢洲及び I R 施設へのアクセス強化と送客施設の機能拡充の観点から、I R 区域内にバスアクセス拠点を整備し、バス交通ネットワークの形成を図ること。
 - d. 質の高い飲食・物販・サービス等の提供
 - (a) 飲食・物販施設やサービス施設など、観光旅客の来訪及び滞在促進に寄与する施設を導入すること。
 - (b) 質の高い施設及びサービスを提供するとともに、中核施設の機能を高め、滞在中の空間的・時間的つながりとなることで、I R 全体の快適性や満足度を高め、滞在の長期化を促す工夫を行うこと。
- (4) I R の魅力・持続可能性を高める取組み
- 設置運営事業者は、I R 施設の設置・運営と一体で、以下に掲げるもののほか、自ら必要と考える取組みを進め、本事業のさらなる魅力向上や事業効果の最大化を図るとともに、安定的・持続的な事業実施につなげること。
- a. 最先端技術の活用によるスマートなまちづくりに関する取組み
 - 再生可能エネルギーの利用など安全安心なエネルギーシステムの構築によるエネルギーマネジメント、ICT 等技術を活用したデータの利活用による来訪者の利便促進・観光施策の推進、まちの魅力や都市力の向上、にぎわい創出につながるエリアマネジメント等の取組みを行い、持続可能性の高いスマートなまちづくりの実現に努めること。
 - b. 交通対策に関する取組み
 - 歩行者と自動車の動線分離、適正な駐車場計画、I R 施設周辺道路の渋滞対策及び交通マネジメントを適切に行い、夢洲及びその周辺地域における円滑かつ安全な交通処理の実現に取り組むこと。
 - c. 危機管理・防災対策に関する取組み
 - 夢洲の立地特性を考慮した事業継続計画（BCP）を策定し、危機管理体制の確立・運用や災害時の避難対策・安全確保・帰宅困難者対策をはじめとした危機管理・防災対策に適切に取り組むこと。
 - d. 質の高い雇用及び人材確保・育成に関する取組み
 - (a) 女性・シニア層をはじめとする多様な人材の活躍の場の拡大に向け、質の高い雇用の創出や働きやすい雇用環境の確保に努めること。
 - (b) 教育機関との連携や従業員教育等を通じて、国内外の観光客が満足する質の高いサービスの提供や、グローバルで高度な観光人材の育成・輩出に取り組むこと。
 - (c) I R 施設の開業に伴う大規模雇用にあたっては、計画的な雇用対策に取り組むこと。

- e. 地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組み
 - (a) 大阪・関西の持続的な成長に資するため、設置運営事業者は地域経済及び地域社会の発展に向けた取組みを積極的に進めること。また、設置運営事業者は、大阪府・市及び経済界と連携してこれらに取り組むとともに、連携のための協議体が設けられた場合にはこれに参画し、積極的な役割を果たすこと。
 - (b) 多様な形で主体的に地域への貢献を果たすとともに、社会課題に対する支援・協力を積極的に努めること。
- f. 訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する取組み
 - 案内表示や各種サービスの多言語対応（通訳要員の配置や災害時の対応を含む）、ピクトグラムの統一、無料公衆無線LAN環境の整備、多様な宗教・文化に配慮したサービス提供などに取り組む、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光・滞在を満喫できる環境整備を行うこと。

(5) その他の留意事項

設置運営事業者は、本事業の実施にあたり以下の事項に留意すること。

なお、設置運営事業者において実施する必要のある具体項目や事業実施上の条件については、RFPにおいて提示する。

- a. IR施設周辺で予定しているインフラ工事（鉄道、公共道路、交通広場及び供給インフラ等）に関し、安全かつ効率的な施工進捗が図られるよう工事工程・施工方法等について密な連携・調整を図ること。
- b. 2025年5月から11月に開催される日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）に関し、建設工事や交通対策、施設運営等について密な連携・調整を図ること。

10. 懸念事項対策に関する事項

設置運営事業者は、IR関係法令等に従うほか、以下に掲げる基準・要件等を充足のうえ、自らの創意工夫とノウハウを最大限活かして本事業を実施すること。

また、提案にあたっては、上位計画等、特に「大阪IR基本構想（案）」に基づき、これをより具体化する視点で提案を行うこと。

なお、以下に掲げる基準・要件等の詳細については、参加登録者に対して別途提示する。

(1) ギャンブル依存症対策

設置運営事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため必要な措置として、以下の項目を実施すること。

- a. IR整備法及びギャンブル等依存症対策基本法等の関係法令を遵守すること。
- b. カジノ事業者として、責任あるゲーミングに対して自ら積極的に取り組むこと。
- c. 国及び大阪府・市と緊密に連携するとともに、国及び大阪府・市が実施する施策に協力すること。
- d. ギャンブル依存を防止するため、IR区域内での予防啓発、カジノ施設への厳格な入場管理、本人申告による賭け金額等の上限設定、24時間・365日利用可能な相談体制の整備、連携協力体制の整備、専門人材育成への協力、調査研究の推進への協力等を実施すること。

(2) 治安・地域風俗環境対策

設置運営事業者は、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境を保持するため、以下の項目を実施すること。

- a. I R 整備法等の関係法令を遵守すること。
- b. 自主的な防犯対策及び自主警備の徹底を図り、体制を整備すること。
- c. 警察及び大阪府・市との情報共有を図ること。
- d. 警察及び大阪府・市が実施する施策に協力すること。
- e. 組織犯罪対策、暴力団等反社会的勢力対策、テロ対策、犯罪防止対策、地域風俗環境対策及び青少年対策等について、万全の対策を実施すること。

1 1. カジノ収益の活用に関する事項

設置運営事業者は、I R 整備法第 37 条第 1 項の規定による評価の結果に基づき、カジノ事業の収益を I R 施設の整備その他本事業の事業内容の向上及び大阪府・市が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めること。

なお、本事項の具体的な考え方については、国の定める基本方針を踏まえたうえで、実施方針及び RFP において提示する。

1 2. 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

設置運営事業者の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項（リスク分担、モニタリング、設置運営事業者の権利義務及び事業継続困難時の措置等の考え方）については、国の定める基本方針を踏まえたうえで、実施方針及び RFP において提示する。

また、RFC 提案者を対象に実施する対話において、対話実施時点で大阪府・市が想定する基本的な考え方を提示する予定である。

1 3. I R 予定区域の土地契約に関する事項

大阪府は、本事業の用に供するため、次のとおり大阪府所有の土地（図表 2・3 に示す敷地 A 及び B）を設置運営事業者に対して売却又は貸付を行う。

- (1) 最終的な土地契約の方法・条件については、実施方針又は RFP において提示する。
- (2) 応募者は RFC 提案にあたり、売却又は貸付のいずれが望ましいと考えるか意見を述べることができる。
- (3) 土地の契約参考価格及び主な契約条件は図表 6 のとおり。なお、土地契約価格については、RFP において提案評価の対象とはしない予定である。

【図表 6 土地の契約参考価格及び主な契約条件】

| 契約方法 | 参考価格※ | 主な契約条件 |
|------|-------------|---|
| 売却 | 120,000 円/㎡ | |
| 貸付 | 435 円/㎡・月額 | 契約方法：事業用定期借地権（借地借家法第 23 条） 貸付期間：土地引渡し日から【35】年間程度 |

※本 RFC のための参考価格であり、将来、鑑定等により異なる価格となる可能性がある。

1 4. 本事業における費用負担

(1) 本事業の費用

設置運営事業者は、本事業の実施に必要となる費用のすべて（区域整備計画の作成及び各種許認可等の申請に要する費用等並びに、本事業を開始するまでに要する費用を含む。）を自ら負担する。

(2) 土地費用

設置運営事業者は、本事業を実施するうえで必要となる大阪市有地の購入又は借地に係る費用を大阪市に支払う。

(3) インフラ整備費用

大阪市は、I R 区域整備の実現・推進等に資するものとして、夢洲地区への訪問者増加等に対応するためのインフラ整備を行う予定であり、設置運営事業者は当該インフラ整備費の一部として【202.5】億円を負担する。

15. 事業スケジュール

2025年の大阪・関西万博前のI R開業をめざしつつ、世界最高水準のI Rの実現に向けて、開業時期を含めて事業者の提案を募集する。

大阪府・市としては、国が基本方針を定めた後、速やかに実施方針を定め、RFPを実施することを予定しているが、本RFCの開始段階では、国における基本方針の制定時期や区域認定申請の受付時期等が未定であるため、本RFCにおいては、図表7に示す想定スケジュールを参照し、事業者として想定する設計・建設等の必要期間や事業スケジュールを提案すること。

なお、当該想定スケジュールは、国の定める基本方針並びに、大阪府・市における本事業の検討状況及び本RFCの実施結果等を踏まえて、今後変更することがある。

【図表7 想定スケジュール】

| 時期 | 項目 |
|----------|------------------|
| 2019年8月頃 | 基本方針の策定・公表（国） |
| ↓ | 実施方針の策定 |
| 2019年秋頃～ | 民間事業者の公募・選定（RFP） |
| 2020年春頃～ | 設置運営事業予定者の決定 |
| ↓ | 区域整備計画の認定（国） |
| 2022年4月頃 | 土地引渡し |

16. 法令等の遵守

設置運営事業者は、I R関係法令等を踏まえ、本事業の実施にあたり必要となる法令等を遵守すること。

第4 RFCで提案を求める事項

RFC提案者が大阪府・市に対して提出する提案書類（以下「RFC提案書」という。）には、次の事項をすべて記載すること。

また、上位計画等、特に「大阪IR基本構想(案)」に基づき、これをより具体化する視点で、本事業の提案を行うこと。

なお、RFCで提案を求める事項の詳細や提案様式等については、参加登録者に別途提示する。また、RFC提案者を対象に行う対話において、補足資料の提出や追加的な提案を求めることがある。

| | |
|------------------------|---|
| (1) 事業方針 | <ul style="list-style-type: none">・事業全体方針・事業実施体制、運営実績 |
| (2) 全体計画 | <ul style="list-style-type: none">・開発コンセプト・土地利用方針・全体配置計画、動線計画・都市景観デザイン |
| (3) 施設計画 | <ul style="list-style-type: none">・各施設のコンセプト・各施設の規模・機能 |
| (4) 運営計画 | <ul style="list-style-type: none">・各施設の運営方針・マーケティング戦略 |
| (5) IRの魅力・持続可能性を高める取組み | <ul style="list-style-type: none">・スマートなまちづくりに関する取組方針・交通対策に関する取組方針・危機管理・防災対策の取組方針・地域経済の振興・地域社会への貢献に関する取組方針 |
| (6) 懸念事項対策 | <ul style="list-style-type: none">・ギャンブル依存症対策の取組方針・治安・地域風俗環境対策の取組方針 |
| (7) 事業スケジュール | <ul style="list-style-type: none">・全体工程、開業スケジュール 等 |
| (8) 事業計画 | <ul style="list-style-type: none">・投資計画・収支計画・資金調達の考え方 等 |
| (9) 事業効果 | <ul style="list-style-type: none">・経済波及効果、雇用創出効果、税収効果 等 |
| (10) その他 | <ul style="list-style-type: none">・土地契約条件に関する考え方 等 |

第5 RFCスケジュール

本 RFC のスケジュールは、次のとおり予定している。

ただし、RFC 提案者との対話実施期間については、国における基本方針の策定期等を踏まえて、変更することがある。

| スケジュール (予定) | 内容 |
|------------------------|---------------------|
| 2019年4月24日(水) | RFC 募集要項の公表 |
| 2019年4月25日(木)～5月14日(火) | 参加登録に関する質問受付期間 |
| 2019年5月17日(金) (予定) | 参加登録に関する質問の回答公表 |
| 2019年4月25日(木)～5月24日(金) | 参加登録申請の受付期間 |
| ～2019年5月31日(金) | 参加登録確認の結果通知 |
| 2019年6月3日(月)～6月28日(金) | RFC 募集要項等に関する質問受付期間 |
| 2019年6月3日(月)～6月28日(金) | 参加登録者との対話実施期間 |
| 2019年7月12日(金) (予定) | RFC 募集要項等に関する質問の回答 |
| 2019年8月頃 | RFC 提案書の提出期限 |
| 2019年8月～10月頃 | RFC 提案者との対話実施期間 |

第6 応募者の参加資格要件

1. 応募者の構成

本 RFC に応募できる応募者の構成は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、「第4. RFC で提案を求める事項」をすべて提案可能な単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (2) 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「応募グループ構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。
- (3) 応募グループにあっては、応募グループ構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、応募グループ構成員は別紙4「様式集及び記載要領」（以下「様式集等」という。）に定める「委任状」を提出し、当該代表企業が応募手続を行う。

2. 応募企業、応募グループ構成員に共通の参加資格要件

応募企業及び応募グループ構成員はいずれも下記の参加資格をすべて満たさなければならず、参加資格を満たすことを証明するための書類の提出を求められた場合には、速やかにこれを大阪府・市に提出する。

なお、国外事業者においては、以下の(5)及び(6)のbからhまでの参加資格について、その適用される法令に照らして同等の要件を満たしていると大阪府・市が確認できることが必要である。

- (1) 本事業を実施する意思があり、その人的構成及び心身の状況に照らして、本事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- (2) 本事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。
- (3) その役員が十分な社会的信用を有し、また、心身の状況に照らして、本事業を的確に遂行することができる者であること。

- (4) IR整備法第2条第12項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式若しくは持分（以下「議決権等」という。）の保有者及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- (5) 破産手続開始（破産法（平成16年法律第75号）第255条第1項の規定により復権した場合にあっては、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。）、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算手続開始その他倒産手続開始の申立てを受け又は自ら申立てを行っていない者であること。
- (6) 次のaからgまでのいずれにも該当しない者であること。
 - a. 申請者として、カジノ事業の免許を申請した場合、IR整備法第41条第2項各号（1号イ及び5号は除く。）に照らして、当該免許が与えられないと認められる者
 - b. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者
 - c. 参加登録申請書類の提出期限の日において、法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、市町村税又は地方消費税を滞納している者
 - d. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者、又は、大阪市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者のいずれかに該当する者
 - e. 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は当該要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - f. 大阪府入札参加停止要綱若しくは大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は当該要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
 - g. その役員に上記d又はeに該当する者を含む者

3. 応募企業又は応募グループに求められる要件

応募企業若しくは応募グループ構成員又はこれらの者との連結子会社の関係にある者が、2009年1月1日以降に、以下のいずれかの開発又は運営実績を有すること。なお、事業経験は日本国内における事業に限らない。

- (1) 区域（※1）内の延べ床面積（※2）が概ね【50万】 m^2 以上の複合施設（※3）
- (2) 区域の面積が概ね【25】ha以上で、かつ区域内の延べ床面積が概ね【25万】 m^2 以上の複合施設

※1「区域」は、単体若しくは複数の建築物を含む都市開発事業等を施行した区域とし、都市計画決定等により面積の確認ができること。

※2「区域内の延べ床面積」は、区域内に整備された複合施設等の延べ床面積の合計とする。

※3「複合施設」とは、エンターテイメント施設、レジャー施設、スポーツ施設、商業施設、宿泊施設、会議場施設、展示施設、オフィス若しくは住居又は駐車場等の複合用途から構成される一群の施設をいう。

4. 大阪府・市及び大阪府・市アドバイザーとの関与制限

以下のいずれかに該当する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者（※1）は、本RFCの応募企業、応募グループ構成員、協力企業（※2）又は応募アドバイザー（※3）になることはできない。

- (1) 大阪府・市又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者

- (2) 大阪府・市アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者
- (3) 大阪府・市アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者から、本事業に関してアドバイス（契約の有無を問わない。）を受けている者

※1 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、次の者をいう（親会社等及び子会社等の範囲については会社法の定めに準ずる。）。

- a. 親会社等と子会社等の関係にある者
- b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者
- c. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- d. 上記のほか、事業方針の決定を実質的に支配し、又は支配される関係にあると認められる者

※2 「協力企業」とは、本事業に関し、業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）として、応募企業又は応募グループ構成員が選任し RFC 提案書に記載した者をいう。

※3 「応募アドバイザー」とは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又は応募グループのために本 RFC における応募提案を検討・支援する者として応募企業又は応募グループ構成員が選任した者をいう。

5. 複数応募の禁止

応募企業及び応募グループ構成員並びに、これらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者は、他の応募企業、応募グループ構成員又は協力企業となることはできないものとする。

6. 応募者の変更

- (1) 応募企業又は応募グループは、参加登録申請書類の提出以降、RFC 提案書の提出までの間、応募グループ構成員を追加する（単独で参加登録を行った応募企業が、複数の企業で構成される応募グループとして参加登録を行う場合を含む。以下同じ。）ことができるものとする。
- (2) 応募グループ間の移動及び応募企業が他の応募グループ構成員となることは認めない。
- (3) 応募企業及び応募グループ構成員の変更（追加を除く）は原則として認めないが、変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、大阪府・市と事前に協議のうえ、大阪府・市が認めたときはこの限りでない。

第7 参加登録

1. 参加登録について

参加登録を行うことができる者は、「第6 応募者の参加資格要件」を満たす応募企業又は応募グループとする。

2. 参加登録に関する質問の受付・回答

(1) 受付期間

2019年4月25日（木）から5月14日（火）17：00まで

(2) 提出方法

- a. 参加登録に関する質問がある場合は、質問の内容を様式集等に定める「参加登録に関する質問書」に簡潔に記載し、担当窓口までメールで送付すること。
- b. メール「件名」欄に「参加登録に関する質問書」と記載すること。
- c. 質問を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

(3) 回答の公表等

a. 回答公表予定日

2019年5月17日（金）（予定）

- b. 質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容を除き、受け付けた質問のうち、参加登録を希望する者すべてに対して共通で回答する必要があると大阪府・市が認めたもの及びその回答について、回答公表予定日までにIR推進局推進課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair-rcf/index.html>) にて公表する。
- c. 参加登録を希望する者すべてに対して共通で回答する必要があると大阪府・市が認めたもの以外の質問及びその回答については、回答公表予定日までに、当該質問を提出した参加登録者に個別に回答する。
- d. 最終的な回答は回答公表予定日に行う予定であるが、受け付けた質問については、当該日を待つことなく段階的に公表することを予定している。
- e. 質問を行った者の名称は公表しない。
- f. 参加登録に関係のない事項の質問に対しては回答しない。

3. 参加登録手続き

(1) 受付期間

2019年4月25日（木）から5月24日（金）17：00まで（必着）

(2) 提出場所・方法

- a. 参加登録を希望する者は、様式集等に従い「参加登録申請書」を作成（必要書類の添付含む）し、担当窓口に対し、事前にデータ（データ形式やデータでの提出が必要な書類は様式集等を参照）をメール送付し、担当窓口に対し事前に連絡したうえで、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）で提出すること。
- b. 持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9：30から17：00までとする。

(3) 参加資格の確認及び結果通知

- a. 参加登録申請書に基づき、「第6 応募者の参加資格要件」に示す参加資格要件の充足について確認する。
- b. 参加資格の確認結果については、2019年5月31日（金）17:00までに担当窓口より

「参加登録結果通知書」をメールにて送付する。

- c. 2019年5月31日(金)17:00までに担当窓口より「参加登録結果通知書」が送付されなかった場合は、担当窓口まで電話で問い合わせること。

4. 参加登録者の変更手続き

応募グループ構成員を追加する場合は、次により参加登録者の変更申請を行うこと。

(1) 受付期間

3. (3)による参加登録結果通知日から RFC 提案書の提出まで

(2) 提出場所・方法

- a. 参加登録者の変更申請を行う者は、様式集等の定めるところにより「参加登録変更申請書」を作成（必要書類の添付含む）し、担当窓口に対し、事前にデータ（データ形式やデータでの提出が必要な書類は様式集等を参照）をメール送付したうえで、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）で提出すること。
- b. 持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9:30から17:00までとする。

(3) 参加資格の確認及び結果通知

- a. 参加登録変更申請書に基づき、「第6 応募者の参加資格要件」に示す参加資格要件の充足について確認する。
- b. 参加資格の確認結果については、参加登録変更申請書の受付日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）を目安に担当窓口より「参加登録変更結果通知書」をメールにて送付する。
- c. 参加登録変更申請書の受付日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に担当窓口より「参加登録変更結果通知書」が送付されなかった場合は、担当窓口まで電話で問い合わせること。

5. 守秘義務対象の開示資料の貸与

大阪府・市は、参加登録者に対して、本募集要項の更新情報その他の追加資料等として、「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出を条件とする開示資料（以下「守秘義務対象開示資料」という。）を貸与する予定である。

(1) 誓約書等の提出

- a. 守秘義務対象開示資料の貸与を希望する参加登録者（ただし、応募企業又は代表企業に限る。）は、様式集等に従い、「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」を作成し、担当窓口に対し、事前にデータ（データ形式は様式集等を参照）をメール送付し、担当窓口に対し事前に連絡したうえで、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）で提出すること。
- b. 持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9:30から17:00までとする。

(2) 受付期間

3. (3)による参加登録結果通知日から 2019年6月28日(金)17:00まで

(3) 貸与方法

- a. 守秘義務対象開示資料については、主としてバーチャルデータルーム（以下「VDR」という。）による貸与を想定している。
- b. 「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」を担当窓口が受領後、速やかに、VDR へのアクセス方法等を通知することとする。

る。

(4) 第三者への開示

- a. 応募企業又は代表企業が、代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業又は応募アドバイザー（以下「第二次被開示者」という。）に対して守秘義務対象開示資料又は対話により大阪府・市から提供された情報（以下「秘密情報等」という。）の全部又は一部を開示しようとするときは、様式集等に従い「第二次被開示者の名称等届出書」に必要事項を記載し、担当窓口に対して、事前にデータ（データ形式は様式集等を参照）をメール送付したうえで、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）で提出すること。
- b. この場合において、応募企業及び代表企業は、守秘義務対象開示資料の第二次被開示者に対する開示に先立ち、守秘義務の遵守に関する誓約書と同等の守秘義務の履行を第二次被開示者に書面により誓約させ、「第二次被開示者の名称等届出書」の提出時に当該書面の写しを担当窓口へ提出しなければならない。

(5) 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた応募企業及び代表企業並びに、これらの者から秘密情報等の全部又は一部を開示を受けた第二次被開示者は、RFC提案を提出しないことが明らかとなった日又は破棄期限として大阪府・市が指定した日（RFPの開始日より前の日を指定する予定）のいずれか早い時点までに、各々が責任を持って秘密情報等の印刷物等（守秘義務対象開示資料の全部又は一部の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録、情報を加工して作成した資料を含むがこれに限らない。）を破棄し、「破棄義務の遵守に関する誓約書」を担当窓口まで持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）で提出すること。

6. 参加登録者との対話の実施

大阪府・市は、RFC 提案内容の質の向上を目的とし、本募集要項及び守秘義務対象開示資料（以下「募集要項等」という。）で提示した内容に対する相互の認識を確認するため、参加登録者との間に対話（以下「RFC 提案前対話」という。）を実施する。

(1) 対象者

- ・参加登録者のうち、RFC 提案前対話実施を希望する者すべてを対象とする。

(2) 実施時期・方法

- ・2019年6月3日（月）から6月28日（金）までの間で別途調整する。
- ・実施場所は大阪府咲洲庁舎を予定している。

(3) RFC 提案前対話実施までの手順

a. RFC 提案前対話希望申請及び議題の提出

RFC 提案前対話を希望する参加登録者は、3. (3)による参加登録結果通知日から2019年6月21日（金）17:00 までの間に、様式集等に従い「RFC 提案前対話の申請書」及び「RFC 提案前対話の議題」に必要事項を記載のうえ、担当窓口へメールで提出すること。

b. 大阪府・市による RFC 提案前対話実施・追加議題の通知

RFC 提案前対話希望申請者に対して、対話実施日程及び追加議題（必要に応じて）をメールにて通知する。

(4) RFC 提案前対話の実施方法

- a. RFC 提案前対話は、参加登録者ごとに1～2回程度を予定している。
- b. RFC 提案前対話は日本語で行う。通訳が必要な場合は、参加登録者にて通訳を手配（費用負担含む）すること。通訳を利用する場合は、可能な限り同時通訳（機器材の準備

- 含む) とすること。
- c. その他、RFC 提案前対話の進行方法等の詳細については、RFC 提案前対話希望申請者に対して別途通知する。
- (5) RFC 提案前対話結果の取り扱い
- a. 担当部局と参加登録者との間でなされた質疑応答のうち、大阪府・市として書面にて回答を行う必要があると判断したものについては、対話内容を記した書面記録を当該対話を行った参加登録者に対して、個別にメールで送付する。
- b. また、当該対話内容を記した書面記録のうち、参加登録者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容を除き、公平性の観点から大阪府・市がすべての参加登録者に共有する必要があると認めた項目・内容については、すべての参加登録者に対してメール又は VDR により共有するものとする。

第8 RFC への応募

1. RFC への応募について

本 RFC に応募できる者は、参加登録者とする。

2. RFC 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 受付期間

2019年6月3日(月)から6月28日(金) 17:00まで

(2) 提出方法

- a. 参加登録者は、本募集要項等に関する質問がある場合は、質問の内容を様式集等に従い「募集要項等に関する質問書」に簡潔に記入し、担当窓口までメールで送付すること。
- b. メール「件名」欄に「募集要項等に関する質問書」と記載すること。
- c. 質問を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

(3) 回答の公表等

a. 回答公表予定日

2019年7月12日(金)(予定)

- b. 質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容を除き、受け付けた質問のうち、すべての参加登録者に対して共通で回答する必要があると大阪府・市が認めたもの及びその回答について、回答公表予定日までに、参加登録者に対してメール又は VDR にて共有する。
- c. すべての参加登録者に対して共通で回答する必要があると大阪府・市が認めたもの以外の質問及びその回答については、回答公表予定日までに、当該質問を提出した参加登録者に個別に回答する。
- d. 最終的な回答は回答公表予定日に行う予定であるが、受け付けた質問については、当該日を待つことなく段階的に公表することを予定している。
- e. 質問を行った参加登録者の名称は公表しない。
- f. 本募集要項等に関係のない事項の質問に対しては回答しない。

3. 応募手続き

(1) 受付期間等

RFC提案書の受付は2019年8月頃を予定しているが、受付期間、提出必要書類及び提案様式については、参加登録者に対して別途提示する。

(2) 提出場所・方法

- a. RFC 提案者は、様式集等に定めるところにより「RFC 提案申込書」及び RFC 提案書を作成し、担当窓口に対し事前に連絡のうえ、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）で提出すること。
- b. 持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の 9：30 から 17：00 までとする。

4. RFC 提案者との対話の実施

本事業全体の質の向上等を目的とし、RFC 提案書を基に、提案者の事業提案に対する考えや本事業の課題等を大阪府・市が確認し、また、事業条件等について大阪府・市と RFC 提案者が意見交換を行うための対話（以下「RFC 対話」という。）を実施する。

(1) 対象者

- ・ RFC 提案者すべてを対象とする。

(2) 実施時期・方法

- ・ 実施時期は 2019 年 8 月から 10 月頃までを予定しているが、日時及び対話議題等については、RFC 提案者に対して別途調整する。
- ・ 実施場所は大阪府咲洲庁舎を予定している。

(3) RFC 対話の実施方法

- a. RFC 対話は、RFC 提案者ごとに複数回を予定している。
- b. RFC 対話は日本語で行う。通訳が必要な場合は、RFC 提案者にて通訳を手配（費用負担含む）すること。通訳を利用する場合は、可能な限り同時通訳（機器材の準備含む）とすること。
- c. その他、RFC 対話の進行方法等の詳細については、RFC 提案者に対して別途通知する。

(4) RFC 対話結果の取り扱い

- a. 担当部局と RFC 提案者との間でなされた質疑応答のうち、大阪府・市として書面にて回答を行う必要があると判断したものについては、対話内容を記した書面記録を当該対話を行った RFC 提案者に対して、個別にメールで送付する。
- b. また、当該対話内容を記した書面記録のうち、RFC 提案者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容を除き、公平性の観点から大阪府・市がすべての RFC 提案者に共有する必要があると認めた項目・内容については、すべての RFC 提案者に対してメール又は VDR により共有するものとする。

第 9 RFC 応募に関する留意事項

1. RFP における RFC の位置付け

- (1) 本 RFC への参加は、RFP 参加のための条件ではない。また、本 RFC への応募実績は、RFP において評価の対象となるものではない。
- (2) 提案内容の独立
 - a. 本 RFC における提案内容は、RFP において評価の対象となるものでない。
 - b. RFP における提案内容は、本 RFC で提出する提案内容に縛られるものではない。
 - c. 本 RFC で提案した内容が法的拘束力を持つことはない。
- (3) 応募グループ構成の独立

本 RFC における応募グループの構成は、RFP における応募者の構成と同じである必要はない。

2. 費用の負担

本 RFC における手続きに必要な費用はすべて、応募者の負担とする。

3. 知的財産

RFC 提案書に関する著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権は、RFC 提案者その他権利を有する権利者に帰属する。

4. RFC 提案内容の提供等

(1) 権利利益の明示及び提案概要書

- a. RFC 提案者は、公開された場合に、RFC 提案者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる資料については、RFC 提案書の提出時にその旨を明らかとすること。
- b. RFC 提案者は、大阪府・市が一般公開するために用いてもよい内容をもって提案概要書（様式は参加登録者に対して別途提示する。）を作成し、提出すること。なお、大阪府・市は、提案概要書に記載された内容が、府・市民への説明義務を果たす観点から不十分又は不適切と思料するときは、RFC 提案者に対し、内容の追加又は修正を求めることができる。

(2) RFC 提案内容の提供等

大阪府・市は、応募者の名称及び RFC 提案書の内容を、以下の各号のいずれかに該当する場合及び「5. RFC 結果の公表」に定める場合を除き、大阪府・市以外の第三者に対し、公表・開示・提供（以下「提供等」という。）しない。

- a. 公知・公用のもの
- b. 大阪府又は大阪市がすでに保有又は独自に開発・取得したもの
- c. 応募者が同意した場合
- d. 法令等により提供等が要求される場合
- e. 本 RFC の目的の遂行に必要な範囲において、大阪府若しくは大阪市の関係行政機関又は、大阪府・市アドバイザーに提供等を行う場合

5. RFC 結果の公表

(1) 設置運営事業予定者決定前の公表

大阪府・市は、将来予定している RFP における公平性・公正性の確保並びに、応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがないよう配慮したうえで、RFP における設置運営事業予定者の決定前であっても、必要に応じて、応募企業及び代表企業の名称、応募者数並びに提案内容の総評を公表する。

(2) 設置運営事業予定者決定後の公表等

a. 提案概要書の公表

大阪府・市は、4 (1)b に記載する「提案概要書」については、設置運営事業予定者の決定後、応募者の事前の承諾を得ることなく、いつでも第三者に公表することができる。

b. RFC 提案書の一部提供等

大阪府・市は、RFP における設置運営事業予定者の決定後、大阪府・市の事業遂行に支障をきたさなくなった時期に、提案書類を公開等された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）を除き、大阪府・市以外の第三者に対して、必要に応じて RFC 提案書の一部を提供等する場合がある。

6. 使用言語

提案書類、質問・回答、対話等の書面において使用する言語は日本語に限る。

なお、対話等口頭のやり取りについては、日本語の通訳を利用する限りにおいて、日本語以外の言語を使用することも可能である。ただし、通訳を利用する場合は、可能な限り同時通訳（機器材の準備含む）とすること。

7. 通貨・単位

提案書類、質問・回答、対話等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

8. 参加を辞退する場合の書類の提出

参加登録者が本 RFC の参加を辞退する場合は、次により「参加辞退届」を提出すること。

- (1) 様式集等に定める「参加辞退届」を作成し、担当窓口に対し、事前にデータ（データ形式やデータでの提出が必要な書類は様式集等を参照）をメール送付したうえで、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）で提出する。
- (2) 持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9:30から17:00までとする。

9. 秘密保持

本 RFC の応募者は、守秘義務対象開示資料のみならず、本 RFC において大阪府・市から受領した情報を秘密として保持するとともに、責任をもって管理し、本 RFC 又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報等を使用してはならない。また、別段の定めがある場合を除き、大阪府・市の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

10. その他の留意事項

応募者は、本 RFC 及び本事業に関して疑義・質問が生じた場合は、本募集要項に記載する手続きにより質問・確認を行うものとし、担当窓口（大阪府・市 I R 推進局推進課）以外の関係機関又は関係部署に対して、個別に問い合わせ等を行ってはならない。

第10 別紙一覧

- ・別紙1 RFC 募集要項の用語定義
- ・別紙2 大阪・夢洲地区 I R 予定区域（概要図）
- ・別紙3 I R 区域の整備に関する基本協定書（2019年2月28日付け 大阪府・大阪市）
- ・別紙4 様式集及び記載要領

第11 参加登録者への配付資料

参加登録者に対して、別途提示する。

第12 RFC 提案者への配付資料

RFC 提案者に対して、別途提示する。